

国立市企業誘致促進事業

# 国立市企業誘致実施方針

平成20年（2008年）8月

企画部政策推進室

# 1 許可申請等の事務手続きについて

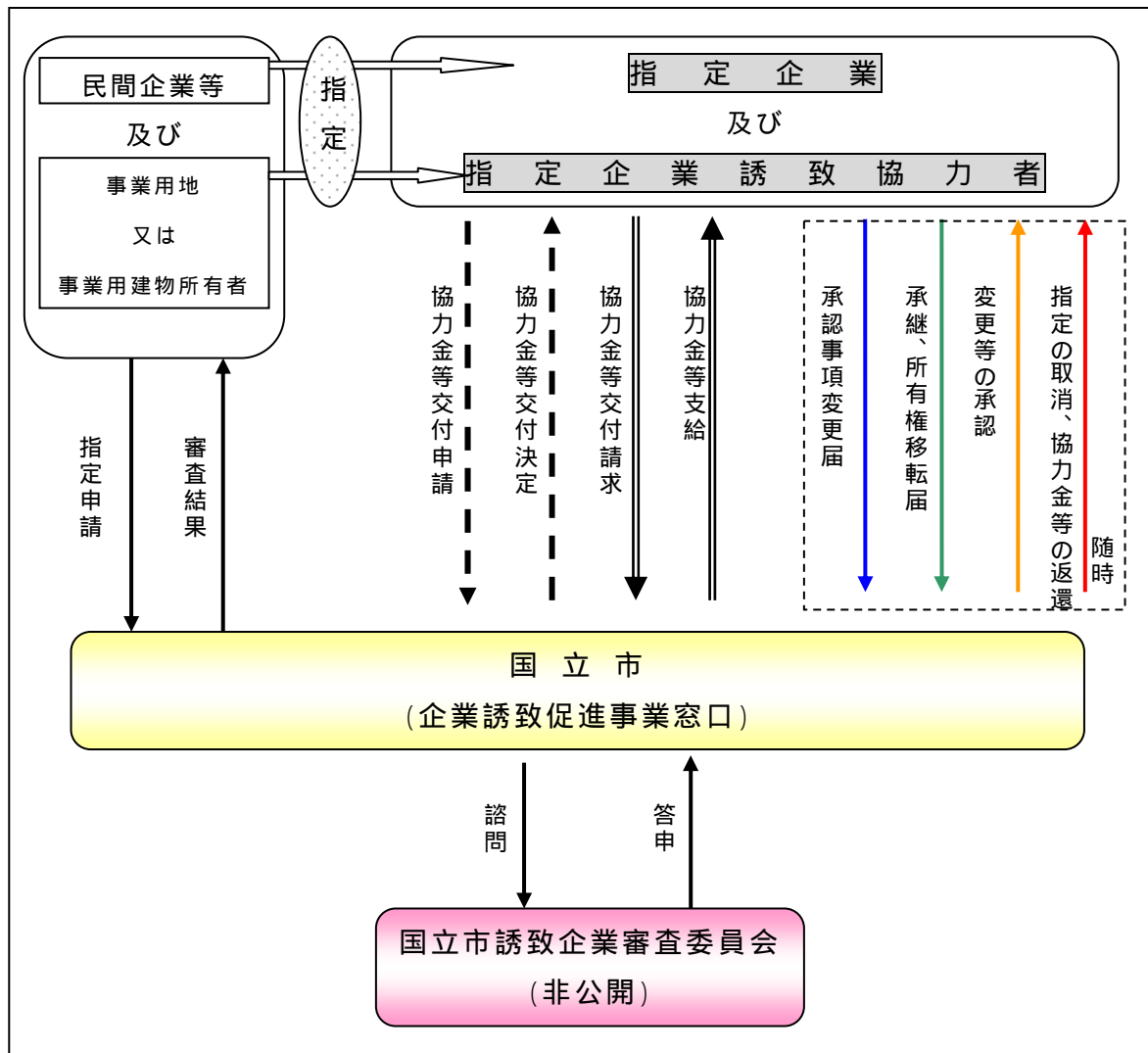


図 1 許可申請等事務手続きの流れ

## [ア. 申請・審査・指定: 図1参照]

### 指定企業及び指定企業誘致協力者の指定申請

産業誘導地域内( 1)に事業施設を新設(移設)又は増設し、企業誘致促進事業の各種支援を希望する企業は、事前に国立市指定企業指定申請書により、市長に対して指定申請が必要となります。

また、指定申請をする企業に事業用地又は事業用建物(以下「事業用地等」といいます。)を賃貸し、企業誘致促進事業の各種支援を希望する所有者は、指定企業と賃貸借契約を締結後、国立市指定企業誘致協力者指定申請書により、市長に対して指定申請が必要となります。

( 1)市内の用途地域のうち準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種・第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域をいいます。

**【指定企業の指定申請に必要な書類】**

- ( 1) 法人登記事項証明書（個人にあっては住民票）の写し
- ( 2) 定款又は規約
- ( 3) 事業計画の概要書
- ( 4) 事業施設の位置及び配置がわかる図面
- ( 5) 事業施設の建設計画概要書及び概要図
- ( 6) 事業施設の工事請負契約の概算額がわかる書類
- ( 7) 事業用地又は事業施設の売買契約書若しくは登記簿謄本若しくは賃貸借契約書の写し
- ( 8) 投下固定資産額の明細又はその予定額を記載した書類
- ( 9) 当該事業施設において予定される常用雇用者及び総雇用者数を記載した書類
- (10) 過去3年分の決算（個人にあっては確定申告）及び連結決算状況を記載した書類
- (11) 過去3年分の法人市民税（個人にあっては市民税）及び固定資産税、都市計画税の納税証明書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**【指定企業誘致協力者の指定申請に必要な書類】**

- ( 1) 法人登記事項証明書（個人にあっては住民票）の写し
- ( 2) 事業用地又は事業用建物の賃貸借を証する書類
- ( 3) 過去3年分の法人市民税（個人にあっては市民税）及び固定資産税、都市計画税の納税証明書の写し
- ( 4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**諮問**

市長は、指定申請を受理した場合には、国立市誘致企業審査委員会を開催し、申請内容の審査を諮問します。

**答申**

委員会は、企業誘致促進事業の目的達成度、地域経済活性化効果、市民雇用効果等を基準に指定の可否及び指定ランク( 2)について、市長に答申します。

( 2)指定ランクについての詳細は、「4 ランクの指定について」に記します。

## 審査結果

市長は、委員会の答申を踏まえ、指定申請のあった企業及び事業用地等の所有者の指定の可否及び指定ランクについて決定し、申請者に通知するとともに、公表( 3)します。  
( 3)指定企業名について公表します。ただし、指定ランクについては非公開です。

### [イ. 協力金等の交付申請と交付決定: 図1参照]

#### -1 まちづくり協力金の交付申請

指定企業は、市長に対してまちづくり協力金交付申請書に、必要な書類を添えて提出します。

##### 【まちづくり協力金の交付申請に必要な書類】

- (1) 前年度の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
- (2) 事業用地及び事業施設に係る投下固定資産額を証する書類
- (3) 当該事業施設の常用雇用者に係る雇用保険者証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### -2 利子補給金の交付申請

指定企業で、利子補給を希望する場合は、市長に対して利子補給金交付申請書に、必要な書類を添えて提出します。

##### 【利子補給金の交付申請に必要な書類】

- (1) 金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 約定利子支払額のわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### -3 企業立地協力金の交付申請

指定企業誘致協力者は、市長に対して企業立地協力金交付申請書に、必要な書類を添えて提出します。

##### 【企業立地協力金の交付申請に必要な書類】

- (1) 前年度の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### 協力金等交付決定

市長は、指定企業からまちづくり協力金交付申請書又は利子補給金交付申請書を受理した場合には、申請内容を審査し、交付を決定したときは、まちづくり協力金交付通知書又は利子補給金交付通知書により申請者に通知します。

市長は、指定企業誘致協力者から企業立地協力金交付申請書を受理した場合には、申請内容を審査し、交付を決定したときは、企業立地協力金交付通知書により申請者に通知します。

#### [ウ. 協力金等の請求と支給 : 図1参照]

##### 協力金等交付請求

指定企業及び指定企業誘致協力者は、協力金等の交付通知書を受領した日から30日以内に、市長に対して協力金等の交付請求をします。

##### 協力金等支給

市長は、請求内容を精査し、協力金等を交付請求者に支給します。

#### [エ. 各種承認事項 : 図1参照]

##### 承認事項変更の届出

指定企業及び指定企業誘致協力者が、市から承認を受けた内容及び要件に変更があるとき又は事業を休止若しくは廃止したときは、市長に対して承認事項変更の届出が必要となります。

##### 承継、所有権移転の届出

指定企業が、その地位を第三者に引き継ぐ場合には、市長に対して指定承継の届出が必要となります。

指定企業誘致協力者が、自ら所有する事業用地又は事業用建物の所有権を売買・相続等により移転する場合には、市長に対して所有権移転の届出が必要となります。

##### 変更、承継、所有権移転の承認

市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者から承認事項変更届又は指定承継届若しくは所有権移転届を受理した場合には、届出内容を審査し、変更等を承認するときは、それぞれ変更承認通知書又は指定承継承認通知書若しくは所有権移転承認通知書により申請者に通知します。

### 指定の取消、協力金等の返還

市長は、上記の届出内容を審査し、変更等を承認しない場合又は指定企業及び指定企業誘致協力者が市からの承認事項を無断で変更した場合若しくは国立市企業誘致促進条例等に違反した場合には、指定を取り消すことができます。また、既に協力金等を交付しているときは、期限を定めて協力金等の返還を命ずることができます。

## 2 業種について

企業誘致促進事業の対象とする業種は、次に掲げるものとします。

- (1) 製品の製造、加工又は修理に係る事業は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)において大分類E 製造業に分類される事業とします。
- (2) 情報通信に係る事業は、日本標準産業分類において大分類G 情報通信業に分類される事業とします。
- (3) 卸売に係る事業は、日本標準産業分類において大分類I 卸売業、小売業に分類されるもののうち卸売業で、かつ、従業者が常時100人以上の事業とします。
- (4) 開発研究等を行う事業は、日本標準産業分類において大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71 学術・開発研究機関に分類される事業とします。

## 3 国立市誘致企業審査委員会について

国立市誘致企業審査委員会(以下この項において「審査委員会」といいます。)の組織・運営に関しては、次のとおりとします。

- (1) 審査委員会に会長及び副会長を置きます。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- (3) 会長は、審査委員会を代表し、会務を主宰します。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理します。
- (5) 審査委員会は、会長が招集し、議長になります。
- (6) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- (7) 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。
- (8) 審査委員会の庶務は、企画部政策推進室において処理します。

#### 4 ランクの指定について

企業誘致の目的への整合性、期待される経済効果、環境負荷の大小、雇用効果などは、誘致する企業によってさまざまなケースが考えられるため、指定する企業をA～Eの5段階、指定企業誘致協力者をA～Cの3段階のランクに分類し、そのランクによって協力金等の交付額、交付期間等を決定します。なお、指定ランクについては、申請者を除き非公開とします。

また、市が定める指定企業のランクの審査基準は、別表第1に掲げる各評価項目について、別表第2に掲げる区分によることとします。指定企業誘致協力者のランクの審査基準は、賃貸先の指定企業の指定ランクによることとし、別表第3のとおりとします。

別表第1 指定企業のランクの評価項目

評価項目	内容
1. 事業内容	優良性(資金計画、先進性等)
	継続性(安定性、消費者ニーズ等)
	市民生活影響度(雇用、生活利便性等)
2. 企業	経営体力(決算状況等)
	地域経済貢献度(従業員数、投下資本額等)
3. 市内の企業	過去における市への貢献度

別表第2 指定企業のランクの審査区分

審査区分 \ 審査基準	優性	劣性
A	大変優れている	
B	大変優れている	一部劣るところがある
C	優れている	
D	優れている	一部劣るところがある
E	やや優れている	

審査基準の運用については、国立市誘致企業審査委員会で協議して決定します。

別表第3 指定企業誘致協力者のランクの審査区分

審査区分	賃貸先の指定企業の指定ランク
A	A又はB
B	C又はD
C	E

## 5 協力金等の交付額と交付期間について

### (1) まちづくり協力金

まちづくり協力金の交付額及び交付期間は、事業施設の固定資産税及び都市計画税で既納税額(以下「固定資産税等納税額」といいます。)の20%から80%以内の額で事業開始の翌年度から5年以内の期間とし、別表第4のとおりとします。ただし、年間1億円を上限とします。

別表第4 まちづくり協力金

指定ランク	金額	期間
A	固定資産税等納税額の80%	事業開始の翌年度から5年間
B	固定資産税等納税額の60%	事業開始の翌年度から5年間
C	固定資産税等納税額の50%	事業開始の翌年度から4年間
D	固定資産税等納税額の50%	事業開始の翌年度から3年間
E	固定資産税等納税額の20%	事業開始の翌年度から3年間

### (2) 利子補給金

利子補給金の交付額及び交付期間は、事業施設の固定資産税等納税額の20%以内で、まちづくり協力金の交付期間に応じ、事業開始の翌年度から当該融資に係る1年分の利子支払額の全部又は一部を補給します。

融資制度の詳細については、金融機関等の協力が不可欠であり、今後協議し定める予定です。

### (3) 企業立地協力金

企業立地協力金の交付額及び交付期間は、土地又は建物の固定資産税等納税額の20%から80%以内の額で事業開始の翌年度から5年以内の期間とし、別表第5のとおりとします。ただし、年間5千万円を上限とします。

別表第5 企業立地協力金

指定ランク	金額	期間
A	固定資産税等納税額の80%	事業開始の翌年度から5年間
B	固定資産税等納税額の50%	事業開始の翌年度から5年間
C	固定資産税等納税額の20%	事業開始の翌年度から3年間



## 6 企業誘致促進の体制づくりについて( 4)

### (1) 国立市企業誘致推進本部の設置

市が行う企業誘致促進事業に関連する施策について、庁内に協議機関として「国立市企業誘致推進本部」を設置します。構成メンバーは、理事者及び関係部長を予定しています。

### (2) 庁内における機動的組織の確立

庁内の企業誘致に関する機動的組織の確保に努めます。

そのために、事業担当職員に加え、民間企業のニーズ把握や経済の動向、市場原理、土地取引などについての見識を持つ、民間企業経験者を登用します。

### (3) 国立市企業誘致促進アドバイザーグループの設置

企業誘致促進事業は、「企業と共にまちを育む」の観点から行政だけでなく、産業振興にかかわる市内の地域経済団体や事業経営者との連携が重要です。

そのために、市が進める企業誘致促進事業の手法や実績を第三者機関により分析し、より効果的な手法を検討する必要があるため、市内関係有識者で構成する企業誘致促進アドバイザーグループを設置します。

### (4) 国立市誘致企業審査委員会の設置

国立市企業誘致促進条例に基づき「国立市誘致企業審査委員会」を設置します。

( 4)企業誘致促進の体制づくりについては、庁内や市議会の合意が必要であることから、現段階において事務局で考えている基本的な考え方を示すものです。

## 7 その他の企業誘致関連施策

国立市への企業誘致を促進するためのその他の関連事業(ソフト部門)については、前述の企業誘致促進アドバイザーグループ並びに市民、市議会、商工業関係団体等との意見交換を通し、有効性、費用対効果などを勘案し決定することとします。